

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に係る、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成18年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

- 1 届出者の氏名及び住所
京都機械工具株式会社
代表取締役社長 宇城 邦英
京都市伏見区下鳥羽渡瀬町101番地

2 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングセンタートバポ
京都市伏見区下鳥羽渡瀬町101番地ほか6筆

(2) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の所在地	京都市伏見区长田町40番地ほか11筆	京都市伏見区下鳥羽渡瀬町101番地ほか6筆
大規模小売店舗の設置者の所在地	京都機械工具株式会社 京都市伏見区长田町40番地	京都機械工具株式会社 京都市伏見区下鳥羽渡瀬町101番地
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社アサヒプラザ 京都市伏見区长田町40番地 株式会社ブックス新京都 京都市伏見区长田町71-4番地	株式会社アサヒプラザ 京都市伏見区下鳥羽渡瀬町101番地 株式会社ブックス新京都 京都市伏見区下鳥羽渡瀬町140番地

(3) 変更の年月日

平成18年1月21日

3 届出年月日

平成18年3月17日

4 縦覧場所、期間及び時間

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成18年3月31日（金）から平成18年7月31日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成18年7月31日（月）

（産業観光局商工部商業振興課）